

専 門 部 規 程

(目的)

第1条 この規程は、北尾自治会規約第32条の専門部(以下「部」という。)の活動について必要な事項を定める

(事業)

第2条 部は、北尾自治会規約第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

総務部

- (1) 北尾自治会の庶務に関すること。
- (2) 地縁団体法人として市長への変更認可申請及び変更届け出申請に関すること。
- (3) 自治会活動や行政情報等の広報活動に関すること。
- (4) 地域の諸組織や各種委員の連絡調整に関すること。
- (5) 自治会組織のあり方に関すること。
- (6) 北尾公会堂の維持管理及び運営に関すること。
- (7) 北尾地域の将来計画策定に関すること。
- (8) その他各部に属さないこと。

管財部

- (1) 北尾の所有する総有財産の維持管理及び運営に関すること。
- (2) 北尾共同墓地の維持管理及び運営に関すること。
- (3) 山車の維持管理に関すること。
- (4) 総有財産における財産台帳等関係書類の整備及び保管に関すること。
- (5) 自治会運営の費用に充当するための総有財産の運用に関すること。

文化部

- (1) 地域の文化財産の保全及び啓発に関すること。
- (2) 盆おどり、祭礼等地域の伝統行事の企画、実施に関すること。
- (3) 地域の文化サークルの連絡調整に関すること。

環境部

- (1) ごみゼロ運動、資源ごみの回収に関すること。
- (2) 花いっぱい運動、緑化活動等の環境美化に関すること。
- (3) 路上駐車をなくする運動、交通安全施設の保全等、交通対策に関すること。
- (4) 防犯施設の保全整備等、防犯活動に関すること。
- (5) 危険カ所の点検、改善に関すること。

福祉部

- (1) 生活改善に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関すること。
- (3) 地域の福祉活動に関すること。
- (4) 住民の健康増進に関すること。
- (5) 地域スポーツの推進に関すること。
- (6) 地域のスポーツサークルの連絡調整に関すること。

防災部

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報伝達、初期消火、救出等応急対策に関すること。

- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関する事。

(委員)

第3条 部の委員は、原則として8名以内で組織する。ただし、防災部については、人数を制限しない。

- 2 委員は、役員等選考委員会において選出し、自治会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員)

第4条 部に原則として次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 若干名

- 2 部長は、役員等選考委員会において選出し、総会において承認を得る。その他の役員は、部長が指名する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長は、引続き4年を超えることはできない。

(役員の仕事)

第5条 部長は、部を代表し部の業務を統括する。

- 2 副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 書記は、部の業務を記録し、自治会の内外への連絡、広報などを行う。
- 4 会計は、部の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 幹事は、部の業務を分担し事業の運営にあたる。

(経費)

第6条 部の運営に要する経費は、自治会の予算をもってこれにあてる。

附 則

この規程は、平成4年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。